

喫煙等禁止行為の解除承認  
に関する事務処理要領

幸田町消防本部

## 【目 次】

第1	趣旨	1
第2	用語	1
第3	指定場所の取扱い	1
1	指定場所を本来用途以外に使用する場合	1
2	指定場所の捉え方	1
第4	指定場所の範囲	2
第5	承認単位の取扱い	3
第6	禁止行為の取扱い	3
1	喫煙	3
2	裸火使用	3
3	危険物品の持込み	3
第7	解除承認の可否及び審査基準	4
第8	解除承認の申請	4
第9	審査	4
第10	解除承認	5
第11	解除承認の特例	5
第12	標識の設置	5
第13	喫煙所の設置	5
附則		6
別表第1	指定場所における禁止行為の解除承認の可否	7
別表第2	劇場等の舞台、客席及び公衆の出入りする部分の審査基準	8
別表第2の2	火花を噴き出す煙火の審査基準	10
別表第3	キャバレー等の舞台及び公衆の出入りする部分の審査基準	11
別表第4	百貨店等の売場の審査基準	13
別表第5	屋内展示場の公衆の出入りする部分の審査基準	15
別表第6	車両の駐車場の審査基準	17
別表第7	重要文化財等建造物の内部又は周囲の審査基準	18
別表第8	指定場所における標識の設置箇所	19
様式第1号	承認済みの印	20
様式第2号	禁止行為解除承認証	21

## 第1 趣旨

この要領は、幸田町火災予防条例（平成2年幸田町条例第3号。以下「条例」という。）第23条第1項ただし書の規定に基づき、禁止行為の解除承認の申請に係る許否の応答を行うに当たって必要とする事務処理要領及び審査基準等について定めるものとする。

## 第2 用語

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 指定場所 「幸田町火災予防条例第23条第1項の規定に基づく喫煙、裸火使用又は火災予防上危険な物品の持込禁止場所の指定について」（令和6年幸田町消本告示第3号）により指定した場所をいう。
- 2 禁止行為 指定場所において喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に危険物品を持ち込む行為をいう。
- 3 審査基準 禁止行為の解除承認に係る許否の応答を行うに当たって必要とする基準をいう。
- 4 承認単位 禁止行為の解除承認に係る審査基準を適用する場所の範囲をいう。
- 5 解除承認 条例第23条第1項ただし書の規定により消防長が指定場所における禁止行為の解除を認めることをいう。
- 6 不燃区画 不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、はり及び屋根をいう。）又は防火戸（建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）で区画され、かつ、区画を貫通する風道には、防火ダンパーが設けられているものをいう。
- 7 喫煙設備 安定性のある不燃性の吸殻容器をいう。
- 8 階段等 階段室内、避難器具設置場所又は避難の用に供する渡り廊下をいう。

## 第3 指定場所の取扱い

- 1 指定場所を本来用途以外に使用する場合
  - (1) 本来用途以外の指定場所に該当する用途に使用する場合は、当該用途で規制する。
  - (2) 指定場所以外の用途に使用する場合は、規制を適用しない。
  - (3) 指定場所以外の場所を一時的に指定場所に該当する用途に使用する場合は、当該用途で規制する。
- 2 指定場所の捉え方
  - (1) 防火対象物が開口部のない耐火構造（建基法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。）の床又は壁で区画されているときは、その区画された部分ごとに捉える。
  - (2) 別棟扱いされている防火対象物は、それぞれ別の防火対象物として捉える。
  - (3) 一の防火対象物内に複数の用途が存する場合は、規制する用途ごとに捉える。
  - (4) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1の「項」の判定上、みなし従属扱いされている部分に指定場所に該当する実態が存する場合は、指定場所として捉える。

## 第4 指定場所の範囲

### 1 劇場等の舞台

- (1) 舞台部、奈落及び袖部分並びにこれらに接続する大道具室又は小道具室
- (2) 楽屋、出演者の控室等（建基法第2条第7号の2に規定する準耐火構造又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「建基令」という。）第1条第5号に規定する準不燃材料で造られた隔壁で区画し、かつ、その開口部に防火戸が設けられている場合を除く。）

### 2 劇場等の客席

椅子席、ます席、立見席等の客席部分及び客席内の通路部分とする。

### 3 劇場等の公衆の出入りする部分

前2号に掲げる部分以外の部分で、ホワイエ、ロビー、廊下、通路等の公衆が利用する部分とする。

### 4 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店（以下「キャバレー等」という。）の舞台

第1号と同様の部分とする（興行を行わない客のカラオケ程度に使用するものを除く。）。

### 5 キャバレー等の公衆の出入りする部分

客席、通路、階段、ホール等の公衆が利用する部分とする。

### 6 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（以下「百貨店等」という。）の売場

- (1) 物品を陳列し、販売する全ての部分及び当該部分間の通路（以下「陳列・販売部分」という。）
- (2) 陳列・販売部分に隣接する次の部分（不燃区画された当該部分を除く。）

ア ストック場及び荷さばき場

イ 食品の加工場

ウ 手荷物一時預り所、店内案内所、託児所その他のサービス施設

エ 写真の印刷、洋服の仕立、クリーニングその他の承り所

### 7 屋内展示場の公衆の出入りする部分

展示ブース等の展示を行う部分、階段、廊下、通路、エレベーター、エスカレーター、ロビー等の公衆が利用する部分とする。

### 8 自動車車庫又は屋内駐車場（以下「自動車車庫等」という。）

駐車のために供する部分（従業員事務所、精算所等駐車場関係者のみが使用する部分を除く。）とする。ただし、自走式一層二段駐車場等で外気が十分に流通し、火災により発生する煙が滞留するおそれの少ない自動車車庫等については、この限りでない。

### 9 車両の停車場

旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物の旅客が利用する部分とする。

### 10 重要文化財等建造物の内部

重要文化財等として指定されている部分とする。ただし、建造物の壁体、内装又は居室の一部のみが指定されている場合にあつては、指定された部分に限る。

### 11 重要文化財等建造物の周囲

原則として建造物の外周部3メートル以内の範囲とし、当該建造物に軒又はひさしがある場合は、これらの水平投影面積に3メートルを加えた範囲とする。建造物の内装又は居室の

一部のみが指定されている場合も、同様とする。ただし、「重要文化財等における喫煙等の制限区域の指定について」（令和6年幸田町消本告示第4号）により指定された建造物については、当該告示による制限区域とする。

## 第5 承認単位の取扱い

承認単位は、次の区分により取り扱うものとし、承認単位ごとに審査基準を適用させるものとする。

- 1 指定場所ごとを一の承認単位とする。
- 2 百貨店等は一の階の売場を一の承認単位とする。
- 3 建基令第112条第1項の規定により区画された部分は一の承認単位とする。

## 第6 禁止行為の取扱い

### 1 喫煙

マッチ、ライター等で点火し、喫煙する一連の行為とする。ただし、条例第23条第3項第2号、第4項及び第5項の規定により設置する喫煙所（以下第13において「喫煙所」という。）での喫煙行為は、禁止行為に該当しないものとする。

### 2 裸火使用

炎若しくは火花を発するもの又は赤熱した発熱部が目視される状態若しくは発熱部を外部に露出し、可燃物が触れた場合、瞬時に着火するおそれのある（発熱部の表面温度がおおむね400度以上）状態で使用する行為とする。ただし、次に掲げるものにあつては、「裸火」に該当しないものとする。

- (1) 電気オーブン、ヘアドライヤー等発熱部が燃焼室、風道若しくは庫内に面しているもの
- (2) 屋内空気と隔離された燃焼室内で、屋外から取り入れられた空気により燃焼し、屋外に燃焼廃ガス等を直接排出する性能を有する密閉式燃焼設備機器（FF型等）で、かつ、一般財団法人日本ガス機器検査協会等の検査機関の検査を受けているもの
- (3) がん具用煙火のうちクリスマスクラッカー及び平玉を消費する行為

### 3 危険物品の持込み

幸田町消防法等の施行に関する規則（平成26年幸田町規則第16号。以下「規則」という。）第12条第1項各号に掲げる危険物品を持ち込む行為とする。ただし、次に掲げるものは、当該行為に該当しないものとする。

- (1) 通常携帯する少量のライター、マッチ等を持ち込む行為
- (2) 調理のためフライパン又は鉄板に引く少量の動植物油等を使用する行為
- (3) 可燃性固体類に該当するパラフィンで造られている美術品等を持ち込む行為
- (4) 日常の衛生管理及び清掃用に消毒用アルコール、クリーナー等の危険物品を使用する行為
- (5) クリスマスクラッカー又は平玉を消費するために持ちこむ行為
- (6) キャバレー等において、従業員の監視の下で使用するキャンドル（可燃性固体類に限る。）及び料理用固体燃料を持ち込む行為
- (7) 百貨店等の売場において、次に掲げるものを恒常的に陳列又は販売する行為（試供品、サンプルを含む。）

- ア 一の承認単位当たりの取扱い総量が危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危政令」という。）別表第3に規定する指定数量の5分の1未満の危険物に該当する製品
  - イ 一の承認単位当たりの取扱い総量が条例別表第8に規定する数量の5分の1未満の可燃性固体類及び可燃性液体類に該当する製品
  - ウ 一の承認単位当たりの取扱いガス総質量が20キログラム未満の高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「ガス法」という。）の適用が除外される容器入り可燃性ガス
  - エ 一の承認単位当たりの取扱い総質量が5キログラム未満のがん具用煙火で、SFマーク（公益社団法人日本煙火協会が実施する「基準検査」と「安全検査」に適合する旨の表示）の付されているもの
  - オ 危険物、可燃性固体類、可燃性液体類又は可燃性ガスを含有するエアゾール製品
- (8) 屋内展示場等において、次に掲げるものを展示する行為
- ア 燃料等が密閉状態で内蔵されている車両
  - イ 潤滑油等の内蔵油が密閉状態で内蔵されている工作機械等の機器
- (9) 電解液を密閉した蓄電池（車両用のものを除く。）及び当該蓄電池を搭載した機器を、従業員等が目視できる範囲に持ち込み、又は製造し、若しくは輸入した者が示す方法で使用する行為

## 第7 解除承認の可否及び審査基準

指定場所における禁止行為の解除承認の可否及び審査基準については、別表第1から別表第7までのとおりとする。

## 第8 解除承認の申請

解除承認の申請は、規則第12条第1項の規定によるほか、次のとおりとする。

- 1 解除承認の申請は、指定場所ごとに行うものとする。
- 2 前号の規定にかかわらず、恒常的な行為に係る承認（当該申請に係る場所において、当該申請に係る禁止行為を1年以上継続するものとしてする承認をいう。）を受けようとするときは、当該承認申請に係る場所ごとに申請することができるものとする。
- 3 申請書は、正副2部作成し、消防長に提出するものとする。
- 4 前号の申請書には、必要により関係図書（消防用設備等、機器図及び性能等に関するもので承認審査に必要なもの。）を添付するものとする。

## 第9 審査

- 1 消防長は、解除承認申請を受けた場合は、次の事項について審査及び必要に応じて現地調査を行うものとする。
  - (1) 申請内容が解除承認を行う妥当性を有する行為であること。
  - (2) 申請内容が必要最小限の範囲であること。
  - (3) 申請内容が第7に規定する審査基準に適合していること。
  - (4) 関係者及び行為者が申請内容を適正に履行できるものであること。

- (5) 申請場所が消防法令及び他の防火に関する法令に適合していること。
  - (6) 解除承認することにより、消防法令又は他の防火に関する法令に違反を生じないこと。
  - (7) 申請に係る行為及び機器等は、資料又は実験等により性能及び安全性が確認できるものであること。
  - (8) 申請に係る行為及び機器等の位置、構造等が、関係法令に定める保安基準に適合していること。
- 2 審査基準は、承認単位ごとに適用させるものとする。
  - 3 裸火使用が危険物品持込みを伴う場合は、「裸火使用」及び「危険物品持込み」の両方の審査基準を満たしているものとする。
  - 4 危険物又は裸火を数種類に渡って同一の承認範囲内において取り扱う場合は、審査基準に定める許容数量で当該使用又は持込数量を除いた商の和が2をもって承認範囲内における最大許容量とする。
  - 5 申請内容が審査基準に適合している場合であっても、禁止行為の内容及び指定場所の状況に応じ、火災予防上特に必要と認める場合は、最小限の範囲で必要な補完措置を講じさせることができるものとする。

## 第10 解除承認

- 1 消防長は、規則第12条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る禁止行為が、第9の規定に適合するものであるときは、解除承認をするものとする。
- 2 消防長は、前号の規定により解除承認をした場合は、申請書の副本の経過欄に承認済みの印（様式第1号）を押印し、申請者に交付するものとする。この場合において、当該解除承認が恒常的な行為に係る承認である場合にあっては、当該副本に禁止行為解除承認証（様式第2号）を添付し、交付するものとする。
- 3 消防長は、第1号の解除承認をしない場合は、副本の経過欄にその理由を記載して申請者に交付するものとする。
- 4 解除承認の期間は、百貨店等の陳列・販売部分に隣接する食品の加工場に設置する厨房機器等で恒常的に使用する場合は、承認内容に変更が生じない限り継続することができ、その他のものについては、消防長が必要と認める期間で、かつ、1年を超えないものとする。

## 第11 解除承認の特例

消防長は、禁止行為の解除承認に際し、当該行為の位置、構造及び器具等から判断して火災予防上支障がないと認めるときは、審査基準によらないで解除承認ができるものとする。

## 第12 標識の設置

条例第23条第2項の規定により設置する標識の基準については、別表第8のとおりとする。

## 第13 喫煙所の設置

喫煙所の基準は、次のとおりとする。

- 1 階段室内、エスカレーターの防火区画内、避難口の付近、避難器具設置場所の直近又は廊下、通路等の通行の用に供する部分には設置しないこと。

- 2 危険物品その他易燃性の可燃物を取り扱い、又は展示する場所付近には設置しないこと。
- 3 喫煙所には、安定性ある不燃性の吸殻容器、椅子その他喫煙に必要なもの以外のものは存置しないこと。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に存する防火対象物又は新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中（当該工事箇所が指定場所に該当する場合に限る。）の防火対象物については、当該要領は適用しない。この場合においては、なお従前の例による。
- 3 この要領の施行の際現に条例第23条第1項ただし書の規定による禁止行為の解除承認を受けているものについては、この要領により解除承認を受けたものとみなす。

## 別表第1

### 指定場所における禁止行為の解除承認の可否

指 定 場 所		禁 止 行 為			審 査 基 準
		喫煙	裸火使用	危険物品の 持込み	
劇場等（注1）	舞台	可	可	可	別表第2 別表第2の2
	客席	否（注6）	可	可	
	公衆の出入りする部分			可	
キャバレー等	舞台	可	可	可	別表第3
	公衆の出入りする部分			可	
百貨店等（注2）	売場（注5）	否	可	可	別表第4
屋内展示場	公衆の出入りする部分	否	可	可	別表第5
自動車車庫等	駐車の用に供する部分	否	否		
車両の停車場（注3）	旅客の乗降又は待合いの用に供する部分			可	別表第6
重要文化財等（注4）	建造物の内部	可	可	可	別表第7
	建造物の周囲	否	可	可	

（注1）住宅団地の集会場、地区公民館等、主に地域住民が利用するものを除く。

（注2）延べ面積が1,000平方メートル以上のものに限る。

（注3）旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。

（注4）住宅の用に供する建造物及び伝統的行事、宗教的行事等で用いられる場所を除く。

（注5）食堂の部分を除く。

（注6）観覧場の屋外の客席及び全ての床が不燃材料で造られた客席並びに公会堂又は集会場の喫煙設備のある客席を除く。

## 別表第2

劇場等の舞台、客席及び公衆の出入りする部分の審査基準

指定場所	禁止行為	審査基準
舞台	喫煙	1 喫煙設備が設置されていること。 2 消火器具が設置されていること。 3 従業員等による監視体制が講じられていること。
舞台	裸火使用	1 避難上又は通行上支障がない場所であること。 2 周囲及び上方の可燃物から安全な距離が確保されていること。 3 可燃物の転倒、落下等のおそれがない場所であること。 4 消火器が設置されていること。 5 従業員等による監視体制が講じられていること。 6 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 7 承認の範囲は、次によること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 電気を熱源とする火気使用設備器具は、性能等が明確で安全性が確認されたものであること。</li> <li>(2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、燃料容器組込み型（以下「カートリッジ式」という。）の器具で、かつ、性能等が明確で安全性が確認されたものであること。</li> <li>(3) 液体燃料又は固体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、次によること。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 危険物は、引火点が40度以上で、かつ、消費量が100ミリリットル以内であること。</li> <li>イ 危険物は漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じてあること。</li> <li>ウ 火炎を有するものは、火炎の長さがおおむね20センチメートル以内であること。</li> <li>エ 燃焼の炎は安定継続するものであること。</li> <li>オ 燃焼に際して、火の粉が発生しないこと。</li> </ul> </li> <li>(4) 火薬類を消費する場合は、次によること。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。</li> <li>イ 火炎を有するものは、火炎の長さがおおむね20センチメートル以内であること。</li> <li>ウ 煙火は固定して消費すること（クラッカー、拳銃等の形態による消費を除く。）。</li> <li>エ 飛しょうする煙火は認められないこと。</li> <li>オ 火花を吹き出す煙火は、次表によること。</li> </ul> </li> <li>(5) その他の裸火               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するものは、火花の飛散距離が2メートル以内であること。</li> <li>イ 火炎を有するものは、火炎の長さがおおむね20センチメートル以</li> </ul> </li> </ul>

		<p>内であること。</p> <p>ウ 瞬間的に燃焼する炎の大きさは、必要最小限とすること。</p>
舞台	危険物品の持込み	<p>1 避難上又は通行上支障がない場所であること。</p> <p>2 転倒、落下等のおそれのない場所であること。</p> <p>3 消火器が設置されていること。</p> <p>4 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>5 承認の範囲は、次によること。</p> <p>(1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める指定数量の100分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総重量0.5キログラムに相当する個数未満であること。</p> <p>(4) 火薬類（打上げ煙火を除く煙火に限る。） 火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回の使用につき、次の個数未満とすること。 ア 0.1グラム以下のものは、50個 イ 0.1グラムを超え15グラム以下のものは、10個</p> <p>6 煙霧発生機（スモークマシン）等で、舞台効果のために使用する機器は、機器の特性、性能等が明確で安全性が確認されたものであること。（危険物第4類第1石油類又は第2石油類に該当する発煙剤を用いるものの屋内使用は承認しない。）</p>
客席	裸火使用	舞台の部裸火使用の項によること。ただし、火花を噴き出す煙火については、認めないものとする。
客席	危険物品の持込み	舞台の部危険物品持ち込みの項1から5までによること。
公衆の出入りする部分	危険物品の持込み	<p>1 避難上又は通行上支障がない場所であること。</p> <p>2 転倒、落下等のおそれのない場所であること。</p> <p>3 消火器が設置されていること。</p> <p>4 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>5 承認の範囲は、次によること。</p> <p>(1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の20分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める指定数量の20分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総重量5キログラムに相当する個数未満であること。</p>

## 別表第2の2

### 火花を噴き出す煙火の審査基準

指定場所	禁止行為	審査基準
舞台	裸火使用	<ol style="list-style-type: none"><li>1 実験により特性の確認を行うこと。</li><li>2 煙火は固定して消費し、消費中は移動しないこと。</li><li>3 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。</li><li>4 火花の飛散範囲は、煙火の周囲2メートル以内であり、かつ、飛散範囲内の煙火の火花の高さは、2メートル以内であること。</li><li>5 火花の飛散範囲及びその範囲から周囲2メートルの床面を、防火性能を有する材料（準不燃材料等）で覆うこと。</li><li>6 火花の飛散範囲内及びその範囲から上方4メートル、周囲2メートル以内には、可燃物を置かないこと。</li><li>7 火花の飛散範囲内に演技者等がないこと。</li><li>8 火花の飛散範囲から6メートル以内に観客がないこと。</li><li>9 火薬類の取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。</li></ol>

### 別表第3

#### キャバレー等の舞台及び公衆の出入りする部分の審査基準

指定場所	禁止行為	審査基準
舞台	喫煙	1 喫煙設備が設置されていること。 2 消火器具が設置されていること。 3 従業員等による監視体制が講じられていること。
舞台	裸火使用	1 避難上又は通行上支障がない場所であること。 2 周囲及び上方の可燃物から安全な距離が確保されていること。 3 可燃物の転倒、落下等のおそれがない場所であること。 4 消火器具が設置されていること。 5 従業員等による監視体制が講じられていること。 6 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 7 承認の範囲は、次によること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 電気を熱源とする火気使用設備器具は、性能等が明確で安全性が確認されたものであること。</li> <li>(2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、カートリッジ式の器具で、かつ、性能等が明確で安全性が確認されたものであること。</li> <li>(3) 火薬類を消費する場合は、次によること。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 音又は煙を出すための煙火に限ること。</li> <li>イ 煙火は固定して消費すること（クラッカー、拳銃等の形態による消費を除く。）。</li> </ul> </li> <li>(4) その他の裸火               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するものは、火花の飛散距離が2メートル以内であること。</li> <li>イ 火炎を有するものは、火炎の長さがおおむね20センチメートル以内であること。</li> <li>ウ 瞬間的に燃焼する炎の大きさは、必要最小限とすること。</li> </ul> </li> </ul>
舞台	危険物品の持ち込み	1 避難上又は通行上支障がない場所であること。 2 転倒、落下等のおそれのない場所であること。 3 消火器具が設置されていること。 4 従業員等による監視体制が講じられていること。 5 承認の範囲は、次によること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 危険物               <ul style="list-style-type: none"> <li>危政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。</li> </ul> </li> <li>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類               <ul style="list-style-type: none"> <li>条例別表第8に定める指定数量の100分の1未満であること。</li> </ul> </li> <li>(3) 可燃性ガス容器（ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。）               <ul style="list-style-type: none"> <li>ガス総重量0.5キログラムに相当する個数未満であること。</li> </ul> </li> <li>(4) 火薬類（打上げ煙火を除く煙火に限る。）</li> </ul>

		<p>火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回の使用につき、次の個数未満とすること。</p> <p>ア 0.1グラム以下のものは、30個</p> <p>イ 0.1グラムを超え15グラム以下のものは、5個</p>
公衆の 出入り する部 分	危険物 品の持 込み	<p>1 避難上又は通行上支障がない場所であること。</p> <p>2 転倒、落下等のおそれのない場所であること。</p> <p>3 消火器具が設置されていること。</p> <p>4 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>5 承認の範囲は、次によること。</p> <p>(1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の20分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める指定数量の20分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総重量5キログラムに相当する個数未満であること。</p>

## 別表第4

### 百貨店等の売場の審査基準

指定場所	禁止行為	審査基準
売場	裸火使用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難上又は通行上支障がない場所であること。</li> <li>2 周囲及び上方の可燃物から安全な距離が確保されていること。</li> <li>3 可燃物の転倒、落下等のおそれがない場所であること。</li> <li>4 消火器具が設置されていること。</li> <li>5 従業員等による監視体制が講じられていること。</li> <li>6 出入口、階段等から水平距離5メートル以上離れていること（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</li> <li>7 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離5メートル以上離れていること（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</li> <li>8 承認の範囲は、次によること。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 電気を熱源とする火気使用設備器具は、性能等が明確で安全性が確認されたものであること。</li> <li>(2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、次によること。                   <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 性能等が明確で安全性が確認されたものであること。</li> <li>イ 消費量は、1個につき58キロワット以下、総消費量は175キロワット以下であること。</li> <li>ウ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（カートリッジ式の器具を除く。）。</li> <li>エ 液化石油ガスは、カートリッジ式の燃料容器であること。</li> <li>オ 使用する場所は、不燃区画されていること。</li> </ol> </li> <li>(3) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、次によること。                   <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 燃料の使用量が1日につき木炭15キログラム、練炭10キログラム、豆炭5キログラム、その他の固体のもの5キログラム以下であること。</li> <li>イ 使用する場所は、不燃区画されていること。</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>
売場	危険物品の持ち込み	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難上または通行上支障がない場所であること。</li> <li>2 転倒、落下等のおそれのない場所であること。</li> <li>3 消火器具が設置されていること。</li> <li>4 従業員等による監視体制が講じられていること。</li> <li>5 出入口、階段等から、危険物品のうち危険物にあつては水平距離で6メートル以上（危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「危規則」という。）第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3メートル以上）、その他の危険物品にあつては水平距離で3メートル以上離れていること（不燃材料で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く。）。</li> </ol>

	<p>6 火気使用場所から水平距離5メートル以上離れていること（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>7 保管については密栓を行い、他の物品と隔離すること。</p> <p>8 承認の範囲は、次によること。</p> <p>(1) 危険物  危政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類  条例別表第8に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。）  ガス総重量5キログラムに相当する個数未満であること。</p> <p>9 危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類の煮沸行為（揚げ物をする行為を含む。）を行う場所は、不燃区画されていること。</p>
--	--

## 別表第5

### 屋内展示場の公衆の出入りする部分の審査基準

指定場所	禁止行為	審査基準
公衆の出入りする部分	裸火使用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難上又は通行上支障がない場所であること。</li> <li>2 周囲及び上方の可燃物から安全な距離が確保されていること。</li> <li>3 可燃物の転倒、落下等のおそれがない場所であること。</li> <li>4 消火器具が設置されていること。</li> <li>5 従業員等による監視体制が講じられていること。</li> <li>6 出入口、階段等から水平距離5メートル以上離れていること（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</li> <li>7 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離5メートル以上離れていること（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</li> <li>8 承認の範囲は、次によること。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 電気を熱源とする火気使用設備器具は、性能等が明確で安全性が確認されたものであること。</li> <li>(2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、次によること。                   <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 性能等が明確で安全性が確認されたものであること。</li> <li>イ 消費量は、1個につき58キロワット以下、総消費量は175キロワット以下であること。</li> <li>ウ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（カートリッジ式の器具を除く。）。</li> <li>エ 液化石油ガスは、カートリッジ式の燃料容器であること。</li> <li>オ 使用する場所は、不燃区画されていること。</li> </ol> </li> <li>(3) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、次によること。                   <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 燃料の使用量が1日につき木炭15キログラム、練炭10キログラム、豆炭5キログラム、その他の固体のもの5キログラム以下であること。</li> <li>イ 使用する場所は、不燃区画されていること。</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>
公衆の出入りする部分	危険物品の持ち込み	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難上又は通行上支障がない場所であること。</li> <li>2 転倒、落下等のおそれのない場所であること。</li> <li>3 消火器具が設置されていること。</li> <li>4 従業員等による監視体制が講じられていること。</li> <li>5 出入口、階段等から、危険物品のうち危険物については水平距離で6メートル以上（危規則第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3メートル以上）、その他の危険物品については水平距離で3メートル以上離れていること（不燃材料の壁で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く。）。</li> <li>6 火気使用場所から水平距離5メートル以上離れていること（不燃材料で</li> </ol>

	<p>造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p> <p>7 保管については密栓を行い、他の物品と隔離すること。</p> <p>8 承認の範囲は、次によること。</p> <p>(1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総重量5キログラムに相当する個数未満であること。</p>
--	--

## 別表第6

### 車両の駐車場の審査基準

指定場所	禁止行為	審査基準
車両の 停車場	危険物 品の持 込み	1 避難上又は通行上支障がない場所であること。 2 転倒、落下等のおそれのない場所であること。 3 消火器具が設置されていること。 4 従業員等による監視体制が講じられていること。 5 承認の範囲は、次によること。 (1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の20分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める指定数量の20分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総重量5キログラムに相当する個数未満であること。

## 別表第7

### 重要文化財等建造物の内部又は周囲の審査基準

指定場所	禁止行為	審査基準
建造物の内部	喫煙	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 危険物品その他の易燃性の可燃物を取り扱う場所の付近としないこと。</li> <li>2 喫煙設備（水が入ったものに限る。）が設置されていること。</li> <li>3 消火器具が設置されていること。</li> <li>4 関係者等による監視体制が講じられていること。</li> <li>5 整理、清掃等の措置が講じられていること。</li> </ol>
建造物の内部・周囲	裸火使用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難上又は通行上支障がない場所であること。</li> <li>2 周囲及び上方の可燃物から安全な距離が確保されていること。</li> <li>3 可燃物の転倒、落下等のおそれがない場所であること。</li> <li>4 消火器具が設置されていること。</li> <li>5 関係者等による監視、消火等の体制が講じられていること。</li> <li>6 承認の範囲は、次によること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 電気を熱源とする火気使用設備器具は、性能等が明確で安全性が確認されたものであること。</li> <li>(2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、カートリッジ式の器具で、かつ、性能等が明確で安全性が確認されたものであること。</li> <li>(3) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、燃料の使用量が1日につき木炭15キログラム、練炭10キログラム、豆炭5キログラム、その他の固体のもの5キログラム以下であること。</li> </ol> </li> </ol>
建造物の内部・周囲	危険物の持ち込み	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難上又は通行上支障がない場所であること。</li> <li>2 転倒、落下等のおそれのない場所であること。</li> <li>3 消火器具が設置されていること。</li> <li>4 関係者等による監視体制が講じられていること。</li> <li>5 保管は密栓し、他の物品と隔離されていること。</li> <li>6 承認の範囲は、次によること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の50分の1未満であること。</li> <li>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める数量の50分の1未満であること。</li> <li>(3) 可燃性ガス（ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量が0.5キログラムに相当する個数未満であること。</li> </ol> </li> </ol>

## 別表第8

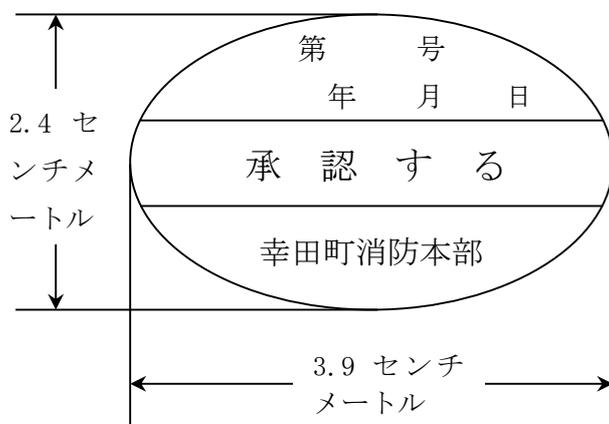
### 指定場所における標識の設置箇所

指 定 場 所	標 識	設 置 箇 所
劇場等	禁煙	舞台の入口 客席の入口 正面舞台の側壁、柱等
	火気厳禁	舞台の入口 客席の入口
	危険物品持込み厳禁	入場者用の入口
キャバレー等	禁煙	舞台の入口
	火気厳禁	客席の入口
	危険物品持込み厳禁	店の入口
百貨店等 屋内展示場 重要文化財等	禁煙	顧客用の入口
	火気厳禁	入場者用の入口
	危険物品持込み厳禁	利用者用の入口
自動車車庫等	禁煙	入場者用の入口 利用者用の入口
	火気厳禁	
	危険物品持込み厳禁	
車両の停車場	危険物品持込み厳禁	入場者用の入口 利用者用の入口

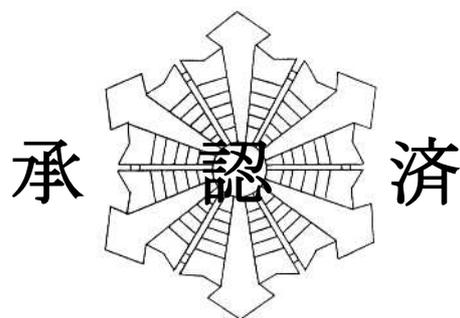
- 備考 1 標識の設置個数は、当該設置場所の規模及び形態に応じた数とすること。
- 2 劇場等の正面舞台の側壁又は柱等に設置する「禁煙」の標識は、次によること。
- (1) 原則として、通常の使用状態で視認できる構造のものであること。ただし、暗転により標識が視認できなくなるものについては、次の措置を講じること。
    - ア 館内放送により「禁煙」の旨を周知させる。
    - イ 関係者による喫煙行為の制止等について、会場管理体制の確保を図る。
  - (2) 舞台等の構造により標識を効果的に設けることができない場合は、館内放送及び客席等に設置する簡易標識で代えることができるものとする。
- 3 重要文化財等に設置する標識は、次によること。
- (1) 次の場合は、標識の設置を省略することができるものとする。
    - ア 建造物の内部が全て指定場所の範囲から除外される場合
    - イ 橋、門、鳥居等の工作物で鉄製又は耐火構造である場合
  - (2) 指定場所の関係者が掲出する掲示が、標識の内容を満たす場合については、必ずしも標識を掲出しなくてもよいものとする。この場合、当該掲示の大きさは、標識の大きさと同等以上であること。

様式第1号

承認済みの印



禁止行為解除承認証



幸田町消防本部

防火対象物の所在地	
防火対象物の名称	
承認場所	
解除承認する行為	裸火使用・危険物品の持込み
承認期間	自至
承認内容	

備考 解除承認する行為の項中、裸火使用又は危険物品持込みのいずれか一方のみが該当する場合は、該当しないものを消して使用すること。